

NEWS

～第1号 平成12年8月

岡 経営労務事務所／経営労務協会（労働保険事務組合）

発行年月時点の情報をもとに記載しており、
閲覧時の法令・運用と異なることがあります

事務所「NEWS」の発行にあたり…

昨今の労働社会諸法令は目まぐるしいほどの改正（改悪？）が行なわれており、会社経営者様・従業員様とも戸惑われていることと思います。また、大多数の会社の業績低迷が続くなか、特に人事管理、労務管理の重要性がなお一層問われています。こういった最近の状況を踏まえて今般当事務所では会社経営者様・人事担当者様に必要な情報を伝達するものとして、事務所「NEWS」なるものを発行することにいたしました。事務所「NEWS」は、【人事】【総務】に関連する事項だけでなく、事務所で【よくある事例】等も取り上げていきたいと考えています。発行は必要のある都度、不定期の予定です。第1号の今回は、今春に国会で成立した「年金制度改革関連法の厚生年金について」です。今後の賃金管理、人事管理の御参考となり得る部分もあろうかと思えます。お届けした会社様のなかには、全く関連の無い部分も中にはございますが、会社経営者・人事担当者の一般的な知識として御容赦下さるようお願いします。

厚生年金保険法の改正 ～主な改正点～

標準報酬の上下限の改定

（平成12年10月実施）

現行の厚生年金の標準報酬等級は92000円から590000円までの30等級ですが、これを改定し、98000円から620000円までの30等級となります。月額給与が605000円以上の方は新設される620000円の等級に該当しますので、今秋より厚生年金保険料が引き上げられます。

賞与を含めた総報酬制の導入

（平成15年4月実施）

賞与等を含めた総報酬制が導入され、賞与

からも同一保険料率で保険料が徴収されます。ただし、保険料率自体が現在より下がりますので、現段階の試算では、年間賞与が平均給与の3.6ヵ月分以上支給される人（会社）は実質保険料負担が増加し、3.6ヵ月未満の人（会社）は実質保険料負担が軽減されます。

標準報酬の定時決定月の変更

（平成15年4月実施）

現行制度では「5、6、7月の3ヵ月」平均給与額を標準報酬月額として算定し、その年の10月から翌年9月まで適用していますが、これを改定し、「4、5、6月の3ヵ月」

平均給与額を標準報酬月額として算定し、その年の9月から翌年8月まで適用するようになります。

70歳未満の在職者は厚生年金に加入

(平成14年4月実施)

現行制度では厚生年金は65歳で資格喪失しますが、これを改定し、70歳未満の在職者は厚生年金に加入するようになります。

65歳以上70歳未満の在職老齢年金制度

(平成14年4月実施)

前項目のように、65歳以上70歳未満の在職者は平成14年4月から厚生年金に加入するようになりますが、これに該当する65歳以上70歳未満の在職者は厚生年金の一部または全部が支給停止になるケースが新たに生じます。具体的には、給与（標準報酬月額）と老齢厚生年金の年金月額の合計が370000円を超える方は、370000円を超える2分の1の額が支給停止されます。ただし、支給停止となる年金は厚生年金だけです。国民年金部分の「老齢基礎年金」は全額支給されます。また、この制度が適用されるのは生年月日が昭和12年4月2日以後の方です。これ以前の生年月日の方は、厚生年金には加入するようになりますが年金は満額支給されます。

| | |
|----------|---------|
| 例 厚生年金月額 | 100000円 |
| 基礎年金月額 | 65000円 |
| 給与（標準報酬） | 300000円 |

の方の厚生年金支給停止額は

$$(300000 + 100000 - 370000) \times 1/2 =$$

15000円となり、

厚生年金は $100000 - 15000 = 85000$ 円が支給されます。

基礎年金は65000円全額が支給されます。

育児休業期間中の事業主負担分の保険料免除

(平成12年4月実施)

育児休業者の厚生年金保険料について、従来の本人負担分に加え事業主負担分も免除されることとなり、すでに平成12年4月から実施されています。

厚生年金支給開始年齢の段階的引き上げ

(生年月日により段階的に実施)

現行制度では、60歳から「特別支給の老齢厚生年金（定額部分と報酬比例部分）」が支給されていますが、生年月日によって定額部分・報酬比例部分を段階的に引き上げ、最終的には生年月日が昭和36年4月2日（女性は昭和41年4月2日）以降の方は、65歳からの年金支給開始となります。

※次ページの図を御参照下さい。




今後の発行…

今回は、今春に国会で可決された「年金改革法」の厚生年金に関する主な部分について取り上げました。説明には一部省略をした箇所や難解な表現を避ける為に「法令」とは一部異なる表現を用いましたが、不明な点等ございましたらどうぞお気軽にお問い合わせ下さい。なお、今回の「改正法」は、項目ごとに実施時期が異なります。それぞれの改正時には、別途御案内をいたします。

今後の発行については、法令の改正のみにとらわれず、さまざまな情報をお届けしたいと思っております。次号は「雇用保険法の一部変更とそれに伴う従業員と会社の諸問題について」を予定しています。

年齢別年金支給早見表

※図は男性の場合です。女性は、5年遅れて実施されます。

-  は特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分
-  は特別支給の老齢厚生年金の定額部分
-  は報酬比例部分のみの別個の年金

生年月日

